インマルサット NexusWave サービス契約約款

第 2 版

（Inmarsat NexusWave T&C : Ver 3, Sep 2024 準拠）

2025 年 12 月 26 日

JSAT MOBILE Communications 株式会社

第 0 章　総則 7
0.1　（約款の適用） 7
0.2　（約款の変更） 7
0.2.1　（約款の変更） 7
0.2.2　（契約者への周知） 7
0.3　（反社会的勢力の排除） 7
0.4　（外国における取扱制限） 7
0.5　（NexusWave サービスの種類） 7
0.5.1　（NexusWave サービスの種類） 7
0.5.2　（電話サービスの種類） 7
0.6　（NexusWave サービスの提供区間） 8
第 1 章　用語の定義 8
第 2 章　契約 11
2.0　（契約の成立等） 12
2.0.1　（契約の単位等） 12
2.0.1.1　（契約の単位） 12
2.0.1.2　（本設備の調達等） 12
2.0.1.3　（設備使用契約） 12
2.0.2　（申込及びその承諾等） 12
2.0.2.1　（申込の方法） 12
2.0.2.2　（申込の承諾等） 12
2.0.2.3　（申込の承諾をしない場合） 12
2.0.2.4　（NexusWave 固有識別番号の割り当て） 12
2.0.2.5　（利用開始日の通知） 12
2.0.2.6　（利用開始） 13
2.0.3　（権利の譲渡及び地位の承継） 13
2.0.3.1　（契約に基づく権利の譲渡） 13
2.0.3.2　（契約者の地位の承継） 13
2.0.4　（契約の変更） 13
2.0.4.1　（契約変更申込及びその承諾） 13
2.0.4.2　（契約者の氏名等の変更） 13
2.0.5　（契約者の義務） 13
2.1　（契約の期間） 14
2.2　（NexusWave プランの選択） 14
2.3　（NexusWave プラン表における変更） 15
2.4　（NexusWave プランの変更） 15
2.5　（NexusWave プランの変更の制限） 15
2.6　（NexusWave プランの変更により不要となった設備） 15

休止 15
2.7 （NexusWave プランの休止） 15
2.7.1 （連続して利用可能な休止日数） 15
2.7.2 （利用可能な休止の最大合計日数） 16
2.7.3 （複数回に分けて利用した休止期間） 16
2.7.4 （休止期間中の通信の利用制限） 16
2.7.5 （休止期間中の月額料金） 16
2.7.6 （休止の利用による契約期間の満了日の延長） 16
2.7.7 （休止期間中の NexusWave プランの変更、更新及び解約） 16
インマルサット社による NexusWave プラン及びサービス料金の改定 16
2.8 （NexusWave プラン及びサービス料金の変更） 16
NexusWave プランの廃止 17
2.9 （当社による契約中の NexusWave プランの変更又は廃止） 17
2.10 （当社による NexusWave プランの廃止時における契約解除の特例） 17
2.11 （当社による NexusWave プランの変更の適用） 17
2.12 （通話料金区分の改定） 17
第 3 章 サービスの提供 18
3.1 （ネットワークの種類） 18
3.1.1 （L 帯アンダーレイ） 18
3.1.2 （GX アンダーレイ） 18
3.1.3 （LTE アンダーレイ） 18
3.1.4 （LEO アンダーレイ） 18
3.1.5 （利用制限） 18
3.2 （最大速度） 18
3.3 （設置場の船舶への立入又は運用記録の提供） 19
3.4 （作業の遅延） 19
3.5 （船舶への立入の拒否） 19
3.5.1 （作業に遅延が生じた場合の費用） 19
3.5.2 （作業日の再設定により発生した費用） 19
3.6 （インマルサット社によるサービス水準合意（SLA）） 19
3.6.1 （ネットワークの稼働率） 19
3.6.2 （保証速度） 19
3.6.3 （例外） 19
3.6.4 （ネットワーク稼働率に関する料金の返還） 20
3.6.5 （保証速度に関する料金の返還） 21
3.6.6 （SLA に基づく料金の返還の制限） 21
3.7 （当社が行う提供の中止等） 21
3.7.0 （提供の一時中止） 21

3.7.1 （運用上必要とする指示） 22
3.7.2 （中止の契約上の扱い） 22
3.8 （NexusWave 固有識別番号） 22
3.8.1 （DID 番号） 22
3.8.2 （DID 番号に係る規制等） 22
3.9 （一部の国で提供される Premium Terrestrial Number 宛て通話の取り扱い） 22
3.10 （付加価値サービスの利用条件） 22
第 4 章 機器・設備 23
4.1 （保証） 23
4.2 （保証を有さない場合） 23
4.2.1 （契約者による障害の通知） 23
4.2.2 （当社が行う障害の対応） 23
4.2.3 （修理にかかる交換部品の費用の負担） 24
4.2.4 （交換した不具合部品の返却） 24
4.3 （当社からの貸与機器） 24
4.4 （貸与機器損傷・紛失保護プラン） 25
4.5 （ケアプログラム） 25
4.5.1 （ケアプログラムの適用） 25
4.6 （ケアプログラムへの加入） 26
4.6.1 （ケアプログラムの加入条件） 26
4.6.2 （ケアプログラム・ベーシックの適用） 26
4.6.3 （ケアプログラムへ途中加入する場合に要する点検作業） 26
4.6.4 （ケアプログラムへの加入の例外） 26
4.6.5 （ケアプログラムのアップグレード又はダウングレード） 26
4.7 （ケアプログラムのプラン変更） 26
4.7.1 （ケアプログラムのアップグレード） 26
4.7.2 （アップグレードができない場合） 27
4.7.3 （ケアプログラムのアップグレード手数料） 27
4.8 （ケアプログラムの休止及び解除） 27
4.9 （ケアプログラムの料金） 27
4.10 （リモートヘルスチェック） 27
4.11 （ケアプログラムによる予防保全） 27
第 5 章 サービス料金及び支払い 28
5.0 （サービス料金） 28
5.0.1 （サービス料金） 28
5.0.2 （支払条件） 28
5.0.2.1 （請求日及び支払期日） 28
5.0.3 （サービス料金の計算方法等） 29

5.0.4 （割増金及び延滞利息） 29
5.0.4.1 （割増金） 29
5.0.4.2 （延滞利息） 29
5.1 （請求開始日） 29
5.2 （削除） 29
5.3 （利用開始日よりも前に発生した料金又は請求） 29
5.4 （当社が行うその他の行為に対する支払い） 30
5.5 （削除） 30
5.6 （削除） 30
第 6 章 契約者の基本的な義務 30
6.1 （契約者の基本的な義務） 30
6.2 （本設備/VAS 機器の運用にかかる契約者の義務） 30
6.3 （当社の指示の遵守の義務） 30
6.4 （本設備/VAS 機器を操作する契約者の担当者の義務） 30
6.5 （当社が承認した者の立入の受入義務） 31
6.6 （セキュリティ対策） 31
6.7 （インマルサットネットワークの利用に伴う義務） 31
6.8 （国際ローミングによる LTE アンダーレイの利用） 32
6.9 （LTE アンダーレイの利用における契約者の義務） 32
6.10 （LEO アンダーレイの利用における契約者の義務） 32
6.11 （NexusWave サービスおよび機器の使用制限） 32
6.11.1 （本設備の電源） 32
6.11.2 （契約者が義務を怠った場合の制限） 32
6.12 （免責及び責任制限） 33
6.12.1 （免責） 33
6.12.2 （適用される免責事項） 33
6.12.3 （賠償総額の上限） 33
第 7 章 干渉及び障害 33
7.1 （干渉及び障害） 33
7.2 （米国における利用の制限） 34
第 8 章 契約の解除 34
8.0 （当社による契約の解除） 34
8.0.1 （当社による契約の解除） 34
8.0.2 （破産等による契約の解除） 34
8.0.3 （本設備の亡失等による契約の解除） 34
8.1 （契約者による契約の解除） 34
8.2 （契約の解除における制限） 35
8.3 （解除料の免除） 35

8.4　（船舶の売却とみなされない場合）..... 35
8.5　（契約の満了又は解除の場合の機器の返却）..... 36
8.6　（販売事業者に対する特例）..... 36
第 9 章　関連規則..... 36
第 10 章　ハイパーケア保証..... 36
10.1　（ハイパーケア保証）..... 36
10.2　（ハイパーケアによる出張費）..... 37
10.3　（ハイパーケアの適用）..... 37
10.3.1　（機器受領時のハイパーケア）..... 37
10.3.2　（機器の設置作業時のハイパーケア）..... 37
10.3.3　（設置完了後のハイパーケア）..... 37
10.4　（ハイパーケアの対象機器の輸送費）..... 37
第 11 章　通信の利用規定..... 37
11.1　（通信の利用規定）..... 37
11.2　（LEO プロバイダーの利用規定）..... 38
11.3　（LTE の利用規定）..... 40
第 12 章　当社が行う提供の停止..... 40
第 13 章　自営電気通信設備等の接続等..... 41
13.1　（自営端末設備の接続）..... 41
13.2　（自営電気通信設備等の接続）..... 41
第 14 章　損害賠償..... 41
第 15 章　雑則..... 42
15.1　（サービスに関する技術的事項）..... 42
15.2　（当社が別に定める事項）..... 42
15.3　（契約者にかかる情報の利用範囲）..... 42
第 16 章　附則..... 43

第0章　総則

0.1　（約款の適用）

当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、電波法（昭和25年法律第131号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定に基づき、このインマルサット NexusWave サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりインマルサット NexusWave サービス（以下「NexusWave サービス」といいます。）を提供します。

0.2　（約款の変更）

0.2.1　（約款の変更）

当社は、契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、本約款の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合においては、契約者は、変更後の約款の適用を受けるものとします。

0.2.2　（契約者への周知）

当社は、本約款を変更する場合には、変更後の当該約款の内容及びその効力発生時期を契約者に周知するものとします。

0.3　（反社会的勢力の排除）

契約者は、NexusWave サービスの申込・提供にあたり、現在、反社会的勢力に該当しないことを確約し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

0.4　（外国における取扱制限）

NexusWave サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等又はインマルサット社の定めるところにより制限されることがあります。

0.5　（NexusWave サービスの種類）

0.5.1　（NexusWave サービスの種類）

NexusWave サービスには、インマルサット NexusWave 電話サービス、インマルサット NexusWave Fax サービス及びインマルサット NexusWave IP パケットサービスの種類があります。

0.5.2　（電話サービスの種類）

インマルサット NexusWave 電話サービスには、GX 設備を利用する GX 音声通話サービスと FB 設備を利用する FB 音声通話サービスの種類があります。

0.6　　（NexusWave サービスの提供区間）
当社は、NexusWave サービスの提供区間は、当社が別に定めます。

第1章　用語の定義

「インマルサット社」とは、イギリスに本社を置く、移動体向けの衛星通信サービス提供事業者（Inmarsat Global Limited）の子会社であって、ノルウェーに本社を置く、NexusWave サービス提供事業者（Inmarsat Solutions AS）をいいます。

「電気通信」とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいいます。

「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいいます。

「契約」とは、電波法第 3 章の 2 第 1 節の規定による工事設計認証又は技術基準適合証明の表示を付した本設備により包括無線局免許の下で、当社から NexusWave サービスの提供を受けるための契約をいいます。

「契約者」とは、電波法第 3 章の 2 第 1 節の規定による工事設計認証又は技術基準適合証明の表示を付した本設備により包括無線局免許の下で、当社から NexusWave サービスの提供を受ける契約者をいいます。

「自営端末設備」とは、電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。）以外の方が設置する端末設備をいいます。

「AUP」（Acceptable Use Policy、通信の利用規定）とは、第 11 章「通信の利用規定」に規定するものをいいます。

「利用開始日」（Commissioning Date）とは、契約者の船舶に本設備が設置され利用可能となった日をいいます。

「CIR」（Committed Information Rate、確保回線速度）とは、インマルサット社により定められたサービス水準合意においてインマルサット社が提供することを確約した最小データレートをいいます。サービス水準合意に従って CIR を維持する義務は、インマルサット社が管理する回線網と衛星通信設備間の接続が利用可能な場合のみ守られ、すなわち、通信が輻輳した状態におけるインマルサット社のサービス水準の示すものとなります。

「ダウングレード料」（Downgrade Fee）とは、初期契約期間又は更新後契約期間の満了前に FX プランをダウングレードする場合に契約者が支払うべき一回限りの手数料をいいます。

「解除料」（Early Termination Fee）とは、初期契約期間又は更新後契約期間の満了前に NexusWave プランの契約を解除する場合に契約者が支払う一時金をいいます。

「ESIM」（Earth Stations in Motion）とは、可搬型又は船舶等の移動体に設置され領海内及び国際水域で利用することができる、周波数帯 19.7 - 20.2 GHz 及び 29.5 - 30.0 GHz の範囲内で動作する広帯域通信サービスを提供するための小型の指向性アンテナを持つ衛星通信設備をいいます。

「本設備」（Equipment）とは、申込書にて指定される NexusWave サービスと共に使用される又は使用が予定されている、インマルサット社が承認した機器をいいます。船舶に搭載される本設備は以下の主要な機器で構成されます。なお、VAS 機器は含まれません。
・Ka 帯アンテナ
・L 帯アンテナ
・LEO アンテナ
・LTE アンテナ
・上記に関連する船内装置
・FE 及びこれらの接続ケーブル

「FB」（FleetBroadband）とは、インマルサット社が L 帯広帯域により提供する全世界的なデータ通信サービス及び音声通信サービスをいいます。

「ケアプログラム・オンボードチェック」（Care Programme Onboarding Check）とは、インマルサット社による遠隔又は設置場での立会いにより、本設備が正常に動作していることを確認することをいいます。

「クレーム」（Claims）とは、第三者（サービスプロバイダ又は利用者を含む）からの請求、責任、損失、損害、訴訟、措置、要求、手続、判決ならびに費用や経費のことをいいます。

「FE」（Fleet Edge Device）とは、NexusWave サービスに必要な、船内に設置する端末設備の一種をいいます。FE は、インマルサット社の陸上ネットワークと連携しており個々の FE 機器を識別し構成内容に従って設定情報をそれへダウンロードします。さらに、FE はインマルサット社の陸上ネットワークのいずれによるかのデータ通信及び音声通話の通信経路を制御します。

「GX アンダーレイ」（Global Xpress Underlay）とは、Ka 帯ブロードバンドネットワーク経由で提供される NexusWave サービスの基礎となるネットワークの一つをいいます。

「政府機関」（Governmental Body）とは連邦政府、州政府、地方政府、その他の政府当局や規制機関およびあらゆる司法管轄区において行政権、行政権、司法権、立法権、警察権、規制権を行使する政府機関、規制機関、行政機関、多国籍機関、超国家機関、裁判所、法廷、委員会、その他の当局を含む、国内外のあらゆる政府機関をいいます。

「保証速度」（Guaranteed Speed）とは、サービス水準合意に対しインマルサット社が定めた提供することを保証する最低データ速度をいいます。

「ハイパーケア」（Hypercare）とは、本約款第 10 章「ハイパーケア保証」に基づきインマルサット社が提供する保証で、ケアプログラム・オンボードチェック後にインマルサット社又はインマルサット認定作業事業者により専ら引き起こされた本設備に対する障害を解決するためインマルサット社の再立会いを実施することをいい、インマルサット社が提供する本設備や VAS 機器の初期故障が対象となります。

「L 帯アンダーレイ」（L-band Underlay）とは、L 帯ブロードバンドネットワークを介して提供される NexusWave サービスの基礎となるネットワークの一つをいいます。

「LEO アンダーレイ」（LEO Underlay）とは、LEO プロバイダーが低軌道衛星を介して提供される NexusWave サービスの基礎となるネットワークの一つをいいます。

「LEO プロバイダー」（LEO Provider）とは、Network Access Associates Ltd.をいいます。

「LTE アンダーレイ」（LTE Underlay）とは、陸上移動体通信網を介して提供される NexusWave サービスの基礎となるネットワークの一つをいいます。

「移動体通信事業者」（Mobile Operator）とは、インマルサット社が LTE アンダーレイを提供するために使用する陸上移動体通信サービスの現地通信事業者をいいます。

「NexusWave」とは、インマルサットネットワークを通じて FE を利用し、NexusWave の製品データシートに記載されるグローバル接続を提供するインマルサット社のマネージドサービスをいいます。

「NexusWave プラン」（NexusWave Plan）とは、最高速度、保証速度、初期契約期間、月額料金などの NexusWave のサービス条件を構成する組み合わせおよびこれらに必要な機器の貸与をいいます。

「申込書」（Order Form）とは、契約者の船舶のための NexusWave サービスについて詳細に記載する注文書をいいます。

「設置場」（Premises）とは、本約款に基づき NexusWave サービスが提供される場所をいいます。

「規制」(Regulations) とは、政府機関によって制定、発行、公布、施行、締結された適用される法令、慣習法を含む法律、規範、条例、規則、規制、命令、判決、決定、命令、令状、差止命令、その他あらゆる裁定、要件、規則をいいます。

「更新後契約期間」(Renewal Period)とは、契約者からの申込により或いは初期契約期間又は直前の更新後契約期間の満了時に適用される初期契約期間又は直前の更新後契約期間に引続き当社から NexusWave サービスが提供される新たな契約期間をいいます。

「貸与機器損傷・紛失保護プラン」(Leased Equipment Damage and Loss Plan)とは、本約款 4.4（貸与機器損傷・紛失保護プラン）に定めるプランをいいます。

「サービス料金」(Service Fee) とは、申込書に従って支払われるべき料金をいい、機器の貸与を含む NexusWave、付加価値サービス、VAS 機器の貸与、その他の月額料金にかかる経常的な固定月額支払並びに音声通話サービス又はその他の後払い又は前払いのサービス利用にかかる料金 (該当する場合) を含みます。

「契約期間」(Service Period)とは、初期契約期間及び更新後契約期間並びに本約款第 2 章（契約）に従って計算した延長期間をいいます。

「契約中の NexusWave プラン」(Subscription)とは、有効な NexusWave プランをいいます。

「アンダーレイ」(Underlays) とは、GX アンダーレイ、L 帯アンダーレイ、LEO アンダーレイ、LTE アンダーレイであり、製品データシートに記載されているとおり、NexusWave サービスを構成する 4 つの基礎となるネットワークをいいます。

「付加価値サービス」(Value Added Service) とは、契約者が申込書で選択した NexusWave に追加して注文する付加価値サービスをいいます。

「VAS 機器」(VAS Equipment) とは、申込書に記載された付加価値サービスと共に使用される又は使用予定のインマルサット社が承認した機器をいいます。

「作業」(Work) とは、本設備や VAS 機器の設置、撤去、修理又は点検保守に関してインマルサット社が実施するサービスを意味します。

第2章　契約

2.0 （契約の成立等）

2.0.1 （契約の単位等）

2.0.1.1 （契約の単位）

契約は、1 の本設備ごとに締結します。当社との間に契約を締結できる方は、1 の契約につき、1 人に限ります。

2.0.1.2 （本設備の調達等）

本設備については、契約者が調達するものとします。

2.0.1.3 （設備使用契約）

契約者は、NexusWave サービスの契約を締結する際に、当社と NexusWave サービスの使用にかかる本設備を当社が設置した事業用電気通信設備とみなすために、当社と設備使用契約を締結してください。

2.0.2 （申込及びその承諾等）

2.0.2.1 （申込の方法）

申込をしようとする方は、当社所定の申込書を当社に提出していただきます。

2.0.2.2 （申込の承諾等）

(a) 当社は、受け付けた順序に従って当社所定の承諾書の発行をもって申込を承諾し契約を締結します。

(b) 上記の規定にかかわらず、当社は、申込を承諾するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承諾を延期することがあります。

2.0.2.3 （申込の承諾をしない場合）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込を承諾しないことがあります。

(a) 申込をしようとする方が、サービス料金、工事費、割増金又は遅延損害金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(b) その本設備による NexusWave サービスの提供が、技術的に著しく困難であるとき。

(c) インマルサット社からの承諾を得られないとき。

(d) その他 FX サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

2.0.2.4 （NexusWave 固有識別番号の割り当て）

当社は、申込の承諾に際し 1 の本設備ごとに 1 の NexusWave 固有識別番号を割り当て通知します。

2.0.2.5 （利用開始日の通知）

当社は、申込承諾後、契約者の船舶に本設備が設置され NexusWave サービスが利用可能となった日を利用開始日として契約者に通知します。

2.0.2.6　（利用開始）

契約者は、上記の利用開始日以降でなければ、NexusWave サービスを利用することはできません。

2.0.3　（権利の譲渡及び地位の承継）

2.0.3.1　（契約に基づく権利の譲渡）

契約に基づいて当社から NexusWave サービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡することができます。

上記に規定する権利の譲渡は、当社所定の譲渡承認請求書を当社に提出してその承認を得たときにその効力を生じるものとします。

当社は、上記の規定により譲渡の承認を求められたときは、本約款 2.0.2.3（申込の承諾をしない場合）に準じて判断の上、これを承認します。

上記の権利の譲渡があったときは、譲り受けた方は、契約者の有していた契約上の地位、契約にかかる一切の権利及び義務を承継します。

2.0.3.2　（契約者の地位の承継）

契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継します。

上記の規定により契約者の地位を承継した方は、承継の日から 6 ヶ月以内に契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に通知してください。

上記の場合において、相続により契約者の地位を承継した方が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を代表者と定め、上記の手続きをとってください。代表者を変更したときも同様とします。

上記の規定による代表者の通知がないときは、当社が、代表者を指定します。

2.0.4　（契約の変更）

2.0.4.1　（契約変更申込及びその承諾）

契約者は、NexusWave サービスの内容を変更（NexusWave プランのアップグレード又はダウングレードを含みますがこれに限られません）するときは、当社所定の契約変更申込書を当社に提出していただきます。

当社は、上記の申込を受けたときは、本約款 2.0.2.2（申込の承諾等）及び 2.0.2.3（申込の承諾をしない場合）に準じてその申込を承諾します。

2.0.4.2　（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに書面によりそのことを当社に通知してください。

2.0.5　（契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

(a) 天災その他の災害に際して保護する必要があるとき又は本約款等（本約款又は料金表（電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件についての別段の合意がある場合はその合意を含みます。）をいいます。以下同じとします。）に定めがあるときを除き、当社の設置する電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、又は分解しないこと。

(b) 当社が承諾したとき又は天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、当社の設置する電気通信設備に線条を連絡し、又は他の機械等を取り付けないこと。

(c) NexusWave サービスに係る伝送交換の取り扱いに妨害を与える行為をしないこと。

契約者は、当社が設置する電気通信設備について、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、契約者以外の方の行為についても上記の規定の責任を当社に対して負っていただきます。

契約者は、上記の規定に違反して、その設備を亡失し、又は毀損したときは、その補充、修理その他の工事に要する費用を負担していただきます。

2.1　（契約の期間）

NexusWave の契約期間は次の通りとします。

(1) 各 NexusWave プランには、契約期間として「初期契約期間」と「更新後契約期間」の 2 種類があり、その期間は料金表に規定します。

(2) NexusWave の契約の申込を当社が承諾すると、当社は各 NexusWave プランに定められた初期契約期間をその申込にかかる契約期間として適用します。

(3) 契約中の初期契約期間が終了する前に契約者が NexusWave プランの解約の申出を行わなかった場合又は申込書を用いて契約を更新していなかった場合、初期契約期間の終了後、同じ NexusWave プランの更新後契約期間で自動更新されます。

(4) 契約中の更新後契約期間が終了する前に契約者が NexusWave プランの解約の申出を行わなかった場合又は申込書を用いて契約を更新していなかった場合、更新後契約期間が終了後、新たに同じ NexusWave プランの更新後契約期間に自動更新されます。

(5) 更新後契約期間に自動更新される場合において、附属書 2 に定める当該 NexusWave プランの受付状況が Closed であった場合、すなわち当該 NexusWave プランが新規受付を終了している場合においても、当該 NexusWave プランで自動更新されるものとします。

(6) 更新後契約期間に自動更新される場合において、附属書 2 に定める当該 NexusWave プランが掲載されていない場合、すなわち当該 NexusWave プランが廃止されている場合、契約者は同じ NexusWave プランで自動更新することはできず、2.10（当社による NexusWave プランの廃止時における契約解除の特例）に基づき当該 NexusWave プランの変更または解除を行なうことができるものとします。

2.2　（NexusWave プランの選択）

契約者は、申込書で希望する NexusWave プランを選択するものとします。契約者は、新プランが本設備の変更又は修正を必要としない場合に限り、本項の規定に従い他の NexusWave プランへの変更を申込むことができ、当社は当該申込から 7 日営業日でプランの変更を実施します。プランの変更が本設備の更新又は修正が必要なプランの変更場合は、実施及びその時期について当社の承認及び相互に合意された実施計画に従うものとします。

2.3　（NexusWave プラン表における変更）
契約者は、変更先の NexusWave プランの受付状況が附属書 2 の NexusWave プラン表において OPEN である場合に、NexusWave プランを新規の NexusWave プランへ変更することができます。

2.4　（NexusWave プランの変更）
契約者が契約中の NexusWave プランの変更を希望する場合、当社の営業担当者に書面にて変更の申込をしてください。変更前のプランおよび変更後のプランの料金は、変更時点の暦月に日割り計算されます。

(a) 36 ヵ月プランを利用中の契約者が 12 ヵ月プランあるいは別の 36 ヵ月プランへ変更する場合、変更前の契約書に定めるの初期契約期間の終了日又は更新後契約期間の終了日は変更されません。
(b) 12 ヵ月プランを利用中の契約者が別の 12 ヵ月プランへ変更する場合、変更前の契約書に定めるの初期契約期間の終了日又は更新後契約期間の終了日は変更されません。
(c) 12 ヵ月プランを利用中の契約者が 36 ヵ月プランに変更する場合、新たに 36 ヵ月の初期契約期間が開始されます。

2.5　（NexusWave プランの変更の制限）
契約者が申込むことができる NexusWave プランの変更は、1 ヶ月に 1 回までとします。

2.6　（NexusWave プランの変更により不要となった設備）
契約者が変更前の契約書に定めるプランよりも少ないアンダーレイの NexusWave プランへ変更する場合、契約者は新 NexusWave プランで不要となる本設備につき以下のいずれかを行う必要があります。なお、本項の対象となる本設備は当社が契約者へ貸与した設備のみとなります。

2.6.1 当社が契約者へ通知する公正な市場価格で当社から本設備を購入する。
2.6.2 当社が契約者へ通知する貸与料金を支払い、本設備の貸与を継続する。
2.6.3 契約者の費用負担により本設備を当社へ返却する。

<u>休止</u>

2.7　（NexusWave プランの休止）
本項の定めるところに従い、契約者は、当社の書面による承諾により、船舶の運用上の理由（船舶の保守、修理又は季節的な停船が含まれるがこれに限りません）のために、契約中の NexusWave プランを一時的に停止することができます（「休止」（Subscription Suspension）といいます。）。

2.7.1　（連続して利用可能な休止日数）
契約中の NexusWave プランは、契約期間において、最短期間を連続 7 暦日、最長期間を連続 180 暦日として休止をすることができます。180 暦日が経過すると、停止されていた NexusWave プランは再度有効にされます。

2.7.2　　（利用可能な休止の最大合計日数）

契約者が利用できる休止期間は以下の通りです。

(a) 初期契約期間又は更新後契約期間が 12 ヵ月以内の場合、最大合計 180 暦日

(b) 初期契約期間又は更新後契約期間が 36 ヶ月以内の場合、最大合計 540 暦日

(c) 契約中の NexusWave プランが更新されると、初期契約期間又は直前の更新後契約期間の間の利用済み累計休止日数は 0 に戻され、休止期間が上記(a)～(b)の規定に従い新たに設定されます。

2.7.3　　（複数回に分けて利用した休止期間）

本約款 2.7.1（連続して利用可能な休止日数）の定めに従い、契約者は初期契約期間中又は更新後契約期間中に、累計の休止期間が最大暦日に達するまで、複数回に分けて休止期間を申込むことができます。休止中に合計の休止期間が最大利用可能休止歴日数を超えた場合、停止されていた NexusWave プランは再度有効にされます。

2.7.4　　（休止期間中の通信の利用制限）

休止の期間中は、契約者は、インマルサット NexusWave 電話サービス、インマルサット NexusWave Fax サービス及びインマルサット NexusWave IP パケットサービスを利用することはできません。

2.7.5　　（休止期間中の月額料金）

休止の期間中は、契約者には当社から通知される価格の月額料金が請求されます。ただし、この休止期間中の月額料金は、VAS 機器、貸与機器損傷・紛失保護プラン、付加価値サービス、音声通話サービス及び DID にかかる月額料金が含まれますが、これに限りません。

2.7.6　　（休止の利用による契約期間の満了日の延長）

初期契約期間又は更新後契約期間の満了日は、休止を利用した日数分延長されるものとします。

2.7.7　　（休止期間中の NexusWave プランの変更、更新及び解約）

休止の期間中は、契約中の NexusWave プランを変更、契約更新又は解約することはできません。

<u>インマルサット社による NexusWave プラン及びサービス料金の改定</u>

2.8　　（NexusWave プラン及びサービス料金の変更）

当社は、契約者に 30 日以上前に書面にて通知することによりプラン又はサービス料金の如何なる変更もできるものとします。プラン又はサービス料金の変更が効力を生じた後は、係る変更は、(a) 新たな NexusWave プランには直ちに、(b) 初期契約期間中でも更新後契約期間中でもない契約中の NexusWave プランには直ちに、(c) 初期契約期間中又は更新後契約期間中の契約中の NexusWave プランの内、その初日から変更又は更新がされるものには初期契約期間又は更新後契約期間の満了以前でもその初日から、又は、(d) その他の初期契約期間中又は更新後契約期間中の契約中の NexusWave プランには、初期契約期間又は更新後契約期間の満了の時から、適用されるものとします。

NexusWave プランの廃止

2.9　（当社による契約中の NexusWave プランの変更又は廃止）
当社は、契約者に提供する NexusWave プランを変更又は廃止する権利を有します。疑義回避のためですが、NexusWave プランの廃止とは、その NexusWave プランを NexusWave プラン表において CLOSED とすることとは異なります。本約款に定める通り、契約者は受付状況 CLOSED の NexusWave プランを有効とし、又は、CLOSED の NexusWave プランへ変更することはできませんが、以前に利用可能とされた契約中の NexusWave プランは、その NexusWave プランが廃止とならない限り CLOSED の NexusWave プランとして存続し利用を継続することができます。当社は、NexusWave プランの廃止に先立ち、少なくとも 30 日以上前に契約者に通知するものとします。当社の通知は次を含むものとします。

(a) 契約者が希望した場合に契約者が契約中の NexusWave プランを代替的な NexusWave プランへ移行できるよう NexusWave プランの為に提供されていて廃止される契約者の NexusWave 衛星設備の一覧、及び、
(b) 廃止通知期間中に契約者が自ら契約中の NexusWave プランを代替的な NexusWave プランへ移行又は解約しなかった場合に、2.9（当社による契約中の NexusWave プランの変更又は廃止）に基づき廃止される契約中の NexusWave プランが移行される NexusWave プランの詳細を示す「プラン移行対応表（migration map）」

2.10　（当社による NexusWave プランの廃止時における契約解除の特例）
前項に基づき当社から通知を受領した契約者は、（a）廃止される NexusWave プランに基づく契約中の NexusWave プランをその時点で利用可能な代替的な NexusWave プランへ移行する、又は、（b)対象の契約中の NexusWave プランを解除料を要さず解除できるものとします。かかる解除はプランの廃止と同時に有効となります。契約者がプランの廃止までに契約中の NexusWave プランを移行又は解除しなかった場合、当社は 2.11（当社による契約中の NexusWave プランの変更又は廃止）に基づき当該契約中の NexusWave プランを移行するものとします。

2.11　（当社による NexusWave プランの変更の適用）
当社は、廃止される NexusWave プランに基づく契約中の NexusWave プランが廃止の通知期間を経過しても変更されなかった場合、2.9(b)に基づく「プラン移行対応表」で特定される代替的な NexusWave プランにいつでも移行できる権利を有します。当社は、本項に基づき契約中の NexusWave プランを移行する場合、契約者に書面で通知するものとします。

2.12　（通話料金区分の改定）
当社は、通話料金の国若しくは地域別の区分の変更、一つの国に若しくは地域に設定されている固定電話宛て料金と携帯電話宛て料金の区分の分割又は固定電話宛て料金と携帯電話宛て料金の異なる区分の統合をすることがあります。この場合において、当社は契約者に 30 日前までに通知するものとします。

第3章　サービスの提供

3.1　（ネットワークの種類）

NexusWave サービスの 4 種類のアンダーレイは次のネットワーク提供地域を持ちます。

3.1.1　（L 帯アンダーレイ）

ネットワーク提供地域はインマルサット社のウェブサイト又は当社への要請で入手可能な ELERA カバレッジマップに記載されています。いかなる場所でもサービスの利用は、該当する国の政府認可に従うものとします。

3.1.2　（GX アンダーレイ）

ネットワーク提供地域はインマルサット社のウェブサイト又は当社への要請で入手可能な GX カバレッジマップに記載されています。いかなる場所でもサービスの利用は、該当する国の政府認可に従うものとします。

3.1.3　（LTE アンダーレイ）

インマルサット社が随時提供する国の沿岸で利用可能です。利用可能な国の沿岸での利用可能性は、当該国における陸上基地局の位置によります。

3.1.4　（LEO アンダーレイ）

利用はインマルサット社の管理ポータル（http://marketaccessteam.inmarsat.com/）の LEO セクションで指定された法域においてのみインマルサット社により許可されており、当該法域に関連して特定の制限がある場合はそれに従うこととします。ただし、技術的な問題として、契約者は他の場所でも LEO アンダーレイにアクセスできる場合があります。しかし、インマルサット社の管理ポータルに記載されている指定された法域リストに反する LEO アンダーレイの利用は許可されておらず禁止されています。契約者は、関連する本設備の地理的位置を監視し許可されておらず禁止されるこのような利用を回避する責任があります。

3.1.5　（利用制限）

契約者が販売事業者の場合、特定のアンダーレイを利用する上で契約者又は契約者の顧客が満たす必要のある要件や制限が存在する場合があります。これらは、地域やその他の要因によって異なることがあります。契約者は、当該要件や 制限を理解し遵守する責任を負うものとします。

3.2　（最大速度）

公表最大速度は最善の努力に基づいて提供され、さまざまなアンダーレイの利用状況に依存し、契約者の所在地、 規制による制限、障害、天候、通信管理規定及びインマルサット社の管理範囲を超えるその他の要因により影響を受ける場合があります。

3.3　（設置場の船舶への立入又は運用記録の提供）
契約者は、当社からの通知に基づき、当社が作業を実施できるよう、契約者と当社が合意した時期に、船舶への立入り又は関連する業務記録の提供を認めるものとします。契約者は、作業開始の前に、当社により指定された必要な準備行為を、契約者の費用負担により行います。さらに、契約者は、当社が契約者に通知する作業に係る費用の支払義務を負います。

3.4　（作業の遅延）
契約者が作業の為の立合いに先立ち必要な準備行為を完了しなかったことにより生じた作業の遅延について、当社はその責任を負わず、契約者はその遅延により発生した追加の費用の支払義務を負います。

3.5　（船舶への立入の拒否）
当社が指定する設置事業者が作業開始のために合理的な根拠基づき船舶へ立入ること及び関連する業務記録の提供を契約者が許可しない場合又は本約款の遵守状況を証明できなかった場合は、契約者による契約の重大な違反とみなし、これにより当社は直ちに対象契約を解除する権利を有し、且つ、契約者は、本約款に基づく全ての契約解除にかかる料金を支払う責任を負います。

3.5.1　（作業に遅延が生じた場合の費用）
不可抗力事由によるものを除き、契約者の責により生じた作業の遅延は追加料金の対象となり、当社は、本約款の第 5 章（サービス料金及び支払い）の規定に従い契約者に請求するものとします。

3.5.2　（作業日の再設定により発生した費用）
契約者による遅延の為当社が作業の日を再設定する必要が生じた場合、作業の日を再設定することにより生じるあらゆる追加の費用は契約者が負担するものとします。契約者からの承認を求める為、交通費の見積を含めて当該追加の費用は当社から契約者に通知され、立ち合いに先立ち契約者に提供されるものとします。

3.6　（インマルサット社によるサービス水準合意（SLA））
3.6.1　（ネットワークの稼働率）
NexusWave ネットワークの稼働率は 99.9%です。これは少なくとも 1 つのアンダーレイが 99.9%以上の時間利用できることを示しています。

3.6.2　（保証速度）
NexusWave サービスは、申込書に記載された保証速度以上のデータ処理能力水準を毎月 95%以上の割合で提供します。

3.6.3　（例外）
以下の状況のいずれかに該当する場合は、本約款 3.6.1（ネットワークの稼働率）に定めるネットワー

ク稼働率 SLA 及び 3.6.2（保証速度）に定める保証速度 SLA を適用しないものとします。

- 不可抗力事由の発生
- 契約者による何らかの作為もしくは不作為、又は本約款に基づく契約者の義務の違反
- 計画されたメンテナンスの場合
- NexusWave サービスの提供に関わる機器の故障、利用不能又は誤用（当社、インマルサット社、契約者のいずれかが提供又は設置したものかを問いません）
- 本設備に接続されている契約者又は利用者の設備の故障、使用不能又は誤用
- 障害物、伝搬阻害、不正確な衛星捕捉、作業不備、降雨減衰その他の要因による接続不良
- 衛星の配置・設定上生じるサービス提供の空白地域・時間
- 太陽雑音又はその他の天体現象による衛星の障害
- ネットワークの相互接続点から契約者の接続回線までの間で発生した通信障害、劣化、転送速度の制限
- インターネット側のネットワーク稼働率に問題が発生した場合
- 法的規制等によるサービスの変更又は停止によるもの
- その他外的要因による電波干渉
- 本約款 2.7（NexusWave プランの休止）及び 3.7（当社が行う提供の中止等）に規定する休止の利用期間中
- 本約款第 0 章「総則」の規定に従い契約が解除されている場合
- 保証速度が、本設備の最大推奨値を超過している場合
- 通信管理規則によって利用が制限されている場合
- 保証速度 SLA は、L 帯アンダーレイのみが利用可能な場合に提供されるデータ処理能力には適用されません

3.6.4　　（ネットワーク稼働率に関する料金の返還）

前項 3.6.3（例外）に規定する例外が適用された場合を除き、本約款 3.6.1（インマルサット社によるサービス水準合意（SLA））に定めるネットワーク稼働率の目標値を下回った場合、契約者は、以下の表に定める月額料金の返還割合に従い NexusWave プランの月額料金の返還を要求する権利を有します。

表 2

サービスレベルの範囲	100.00%から 99. 90%まで	98.89% から 99.50%まで	99.49% から 99.00%まで	98.99% から 98.50%まで	98.49% から 98.00%まで	97.99% から 97.50%まで	97.50% 未満
一ヶ月におけるネットワークの不提供の連続時間	0.0 から 0.72 時間	0.72 から 3.6 時間	3.6 から 7.2 時間	7.2 から 10.8 時間	10.8 から 14.4 時間	14.4 から 18.0 時間	18.0 時間超
契約者が返還を要求できる月額料金の割合	0.0%	0.25%	0.5%	1.0%	1,5%	2.0%	3.3%

当社が当該月にネットワークの稼働状況に応じて支払う返還額の総額は、該当する NexusWave プランの月額料金の 3.3%を超えないものとします。なお、付加価値サービス、VAS 機器、音声通話サービス等の月額追加料金は、返還の計算の対象外とします。

3.6.5　　（保証速度に関する料金の返還）

契約者により申込書にて指定された保証速度について、ある暦月においてその保証速度の目標値を下回った場合、契約者は、本項の定めに従い NexusWave プランの月額料金の返還を要求する権利を有します。ただし、NexusWave プラン以外の月額で料金を定めるサービス（機器レンタル、付加価値サービス又は音声通話サービス等）の料金は、料金の返還の計算の対象外とします。

該当月の保証速度の稼働率に関する料金の返還の割合は、目標値を 1%下回るごとに、下回った割合を 1%単位（切り上げ）で返還する割合として適用するものとし、月額料金の 15%を超えないものとします。

契約者により要求された料金の返還については、インマルサット社により有効性の確認が実施され、有効性が確認された場合にのみ月額料金の返還を受けることができます。

例

契約者が月額$3,000 の NexusWave プランを契約しており、保証速度の稼働率の目標が 95.0%、保証速度の稼働率が 94.3%だった場合、適用される保証速度の稼働率に関する料金の返還の割合は 1%となり、契約者は$30 の返還を要求することができます。

3.6.6　　（SLA に基づく料金の返還の制限）

契約者は、本項に定める料金の返還の場合を除き、NexusWave サービスの中断、劣化又は障害に関連するいかなる補償の請求をしないものとします。本約款 0.1（インマルサット社によるサービス水準合意（SLA））に基づく料金の返還の請求は、契約者からの要求により、インマルサット社から提供される様式にて書面により実施する必要があります。契約者は、同一の事由についてネットワーク稼働率にかかる SLA と保証速度稼働率にかかる SLA に基づく請求の両方を行うことはできません。契約者はいずれかの SLA に基づく請求を行うか選択する必要があります。ただし、同じ月の異なる時期にネットワーク稼働率にかかる SLA と保証速度稼働率にかかる SLA がそれぞれ満たされない場合、契約者は同じ月にふたつの別々の請求を行うことができます。

3.7　　（当社が行う提供の中止等）

当社は、インマルサット社又はその供給事業者の電気通信設備及び本設備の修理、保守又は改良のために、NexusWave サービスの提供を一時的に中止することがあります。NexusWave サービスは、インマルサット社又はその設備の供給事業者の要求に従って、伝送容量の制約、ネットワーク機器の故障、劣化又はその他何らかの緊急事態によって一時的に利用不可又は制限を受ける場合があります。

3.7.0　　（提供の一時中止）

当社は、次の場合には、NexusWave サービスの提供を一時中止することがあります。

(a) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(b) 天災、事変その他の非常事態の発生又は電気通信設備の障害その他の事由により、NexusWave サービスによる通信が著しく遅延し、又は遅延するおそれがあるときは、その遅延の程度に応じ、非常又は緊急の通信以外を取り扱わない措置をとることがあります。

3.7.1　　（運用上必要とする指示）

当社は、NexusWave サービスの一時中止、他の NexusWave サービス契約者にとっての安全性若しくは品質の維持のために合理的に必要であると判断した、契約者が実施すべき手順又は適切な伝送媒体の適切な使用について指示をすることがあり、契約者はこの指示を遵守しなければなりません。

3.7.2　　（中止の契約上の扱い）

この場合におけるサービスの中止は、サービスの不履行、不提供又は契約違反にはあたらないものとします。

3.8　　（NexusWave 固有識別番号）

NexusWave サービスでは、契約者に対し、契約者が使用するための固有識別番号（IMN や DID 等）が一つ又は複数割り当てられます。

契約者は、NexusWave サービスに関連して割り当てられた固有識別番号について財産権を有しないものとします。当社は、当社が自らの単独の裁量により必要と判断した時期に、いかなる責任も負うことなしに当該番号を変更することができます。

3.8.1　　（DID 番号）

DID(直接内線番号、Direct Inward Dialing)の国又は地域番号を含む電話番号は、NexusWave サービスの契約とセットで提供されます。電話番号の移行は、その契約が解約された場合にのみ可能とします。

3.8.2　　（DID 番号に係る規制等）

DID 番号の付与は、DID 番号を管理する国による規制に従う必要があり、この規制は常時追加・変更される場合があります。当社は、適用される規制に関連し契約者に提供する必要がある情報又は書類を通知するものとし、契約者は、当該情報をインマルサットが要求してから 48 時間以内に当社に提供するものとします。契約者が必要な情報又は書類を提供しなかった場合、契約者の DID 番号は無効となる場合があります。契約者が過去に情報又は書類を当社に提供したことがあった場合、提供した情報又は書類の重要な更新について当社に通知し、当該情報をインマルサットが要求してから 48 時間以内に更新された情報又は書類を当社に提供しなければなりません。

3.9　（一部の国で提供される Premium Terrestrial Number 宛て通話の取り扱い）

一部の国で提供されている有料の特番ダイヤルサービス（Premium Terrestrial Number）宛て通話には対応する予定はありません。契約者がこのようなサービスを利用したことによりインマルサット社に通話の割増料金が発生し当社がこれを負担した場合、当社はそのような通話に対し契約者に通知する当社負担額を課すものとします。

3.10　　（付加価値サービスの利用条件）

NexusWave サービスと共に購入される付加価値サービスの利用条件は、製品データシートに定められて

います。また、インフィニティ（Infinity）及びフリートセキュア統合脅威管理（UTM）の利用条件は、インマルサット Fleet Xpress サービス約款に定められています。ただし、インフィニティ（Infinity）及び UTM の同約款における Fleet Xpress（フリートエクスプレス）への言及は、インフィニティ（Infinity）又は UTM が NexusWave プランの付加価値サービスとして購入される場合は、NexusWave を意味します。

第4章　機器・設備

4.1　（保証）

契約者が当社により実施された作業又は提供された本設備又は VAS 機器に関する不具合を被る場合、以下の保証が適用されるものとします。

- 本約款 4.6.1 に規定するケアプログラム及び
- 第 10 章に定めるハイパーケア保証

4.2　（保証を有さない場合）

契約者が有効な保証を有さない場合又は保証期間が終了している場合は、本約款附属書 1 が適用されるものとします。

4.2.1　（契約者による障害の通知）

契約者は、NexusWave サービスに障害があったとき、当社が指定するインマルサット社のサポート受付窓口に電話又は電子メールにて連絡してください。契約者は、インマルサット社が障害対応の進捗状況を円滑に契約者に伝えるため、連絡時に契約者の連絡担当者の氏名及び電話番号をインマルサット社に通知してください。すべての障害報告は、契約者からの書面による報告に基づきインマルサット社で記録されるものとします。

4.2.2　（当社が行う障害の対応）

契約者が NexusWave サービスの障害について連絡した場合、当社は、対応として以下の措置のいずれか又は複数を行います。

- 電話による支援（契約者が行うべき試験及びチェックについての助言等）
- インマルサット社の施設からの診断チェック（可能な場合）
- 契約者の本設備の設置場を訪問する必要があると当社が判断した場合、契約者は、交通費、移動時間、宿泊費に関し当社が負担した人件費を負担するものとします。契約者の設置場への訪問の料金は、料金表に定めるものも含め、当社が契約者に通知する額が請求されるものとします。ただし、契約者が加入中のケアプログラムの加入プランの種類によっては、上述の費用の一部は請求されないことがあります。

4.2.3　　（修理にかかる交換部品の費用の負担）

当社は、本約款 4.1（保証）によるいずれかの保証の適用を受ける場合、障害が発生した本設備/VAS 機器の修理に必要な交換部品を提供します。送料及び発送にかかる諸経費は本約款 0.1（約款の適用）に規定するハイパーケアの適用範囲を除き、契約者が負担するものとします。当社の指示に従った本設備/VAS 機器の保護及び保守について、契約者がこれを怠ったことに起因した故障の場合、当社は、これにかかる交換部品、人件費及び交通費について契約者に請求する権利を有します。不具合の原因となる箇所が不明な場合、当社は、どの機器又は部品の交換が必要かを識別するために、契約者に試験用の交換機器又は部品を送付する場合があります。契約者は、当社からの指示を受領してから 60 日以内に、使用されなかった交換機器又は部品を当社が指定した場所に返送するものとします。当社は、契約者が本約款 4.2.3（修理にかかる交換部品の費用の負担）の規定に従わない場合、当該機器又は部品の公正な市場価格（当社により合理的に決定される）を契約者に請求する権利を有し、契約者は、これを当社に支払わねばなりません。

4.2.4　　（交換した不具合部品の返却）

契約者は、当社の指示を受領してから 60 日以内に、不具合のあった交換済み本設備/VAS 機器又は部品を、当社が指示した場所に返却しなければなりません。当社は、契約者が本項 4.2.4（交換した不具合部品の返却）の規定に従わなかった場合、当社の合理的な判断により、不具合のある本設備/VAS 機器又は部品の公正な市場価格（当社により合理的に決定される）を契約者に請求する権利を有し、契約者は、これを当社に支払わねばなりません。

4.3　　（当社からの貸与機器）

当社から契約者に貸与される一切の本設備/VAS 機器の所有権はインマルサット社に帰属するものとします。本約款に明示的に定める場合を除き、本設備/VAS 機器の損害又は損失（発生の理由を問いません。）の責任は、作業の完了時に契約者に移転するものとします。契約者は、契約者自身の負担により、次に掲げることを行うことに合意するものとします。

(a) 本設備/VAS 機器に一切の留置権、担保権及び財産上の負担がない状態を維持すること。
(b) インマルサット社及び製造業元の仕様書に従い、本設備/VAS 機器に対し適切かつ推奨される環境（十分な電力及び適切な温度管理等）を維持すること。
(c) 本設備/VAS 機器が当社からの貸与品であることを示すラベルを維持し、良好な状態又は適切に修理された状態を維持し、当社が点検保守の指示を行った場合はこれに従うこと。
(d) 本設備/VAS 機器をリバースエンジニアリングしたり、当社が許可していない第三者の機器に接続したりして使用しないこと。
(e) 対象契約の満了又は解除の場合、本約款 0.1 の条件に従い、30 日以内に全ての本設備/VAS 機器を良好な状態で（通常の使用による損耗を除く）当社に返却すること。

契約者が本項 4.3 の各規定を遵守しない場合は、当社は、本設備/VAS 機器の公正な市場価格（当社により合理的に決定される）を契約者に請求する権利を有し、契約者は、これを当社に支払わねばなりません。契約者が貸与を受けた機器について、本項の規定のいずれかに違反した場合、当社は、本設備/VAS 機器があると合理的に考えられる契約者の設置場に立ち入り、当該本設備/VAS 機器を何ら法的手続きも

通知も要することなく、また、住居侵入の責任も損害賠償責任も負うことなく撤去し、さらに、未払いの残債全額について契約者の支払期限が即時に到来した旨を宣言する権利を有します。
契約者が NexusWave サービスを契約し、すでに NexusWave に対応する貸与機器（例：以前契約していた NexusWave）を所有している場合、契約者は引き続き貸与機器を NexusWave サービスと共に使用するものとします。

4.4　（貸与機器損傷・紛失保護プラン）

前項に加え、貸与されたすべての本設備（VAS 機器は含まれません）は、「貸与機器損傷・紛失保護プラン」の下で損傷又は紛失の補償を受けます。ただし、以下の理由により発生した損傷又は紛失は除きます。

(1) 契約者又はその他の第三者が本設備を放置又は誤用した場合。
(2) 契約者又はその他の第三者が本設備又はその設定内容（Configuration）を変更した場合。
(3) 契約者又はその他の第三者が本設備を契約に違反した利用をした場合。
(4) 本設備が盗難に遭った場合。
(5) 契約者が当社の［ケアプログラム加入を含む］指示に従う本設備の保護及び保守を怠った場合。加えて、レンタル機器損傷・紛失保護プランは、紛失又は損傷した本設備に関連して契約者が被るいかなる派生的な損失又は損害。
(6) 通常の使用による損耗・摩耗によるハードウェアの故障。

上記の規定の他、契約者は、貸与機器損傷・紛失保護プランの補償を受けるため、月額料金（当社から契約者へ通知される価格）を当社に支払うものとします。機器損傷・紛失保護プランの補償となる契約者に貸与された本設備に、紛失又は損傷が発生した場合は、契約者が当社に補償を請求ごとに、当社は契約者に当社から契約者へ通知される価格の補償請求手数料を請求するものとします。
これに加え、契約者は、代替本設備の発送に関連する輸送費及び損傷が発生した本設備の撤去、返却、処分等に関連するあらゆる費用を負担するものとします。当社は、本対応において当社が指定する指定港（Key Ports）以外の場所で実施した場合及び平日営業時間外に実施する場合には、追加料金を請求することができるものとします。

4.5　（ケアプログラム）

4.5.1　（ケアプログラムの適用）

ケアプログラム（Care Programme）は、当社から本設備/VAS 機器を貸与された又は購入した契約者向けの、修理、保守点検及びサポートのサービスです。
ケアプログラムは、契約者により、加入プランの中から任意により選択して加入することができます。これには次の補償内容が受けられます。

- リモートヘルスチェック
- 機器の予防保全
- 予備部品の交換
- 船上での修理時間にかかる費用
- リモートモニタリング

- 指定港で作業を行う場合、交通費が無料
- 貸与又は購入した機器又は設備についての補償
- レンタル機器損傷・紛失保護

ケアプログラムは、補償の水準が異なる複数の加入プランがあり、当社が別途定めます。

4.6 （ケアプログラムへの加入）

4.6.1 （ケアプログラムの加入条件）

ケアプログラムは、次に定める規定に従い、当社から本設備/VAS 機器を貸与されている又は本設備を購入した契約者が加入することができます。

4.6.2 （ケアプログラム・ベーシックの適用）

有料プランのケアプログラムに加入している場合を除き、全ての契約者にケアプログラム・ベーシックが適用されます。

4.6.3 （ケアプログラムへ途中加入する場合に要する点検作業）

既に NexusWave プランを契約している契約者は、有料プランのケアプログラム加入することができます。契約者は、有料プランのケアプログラムに加入する為にはケアプログラム・オンボードチェックを実施し、必要な修理費用及び部品交換費を支払わなければなりません。

4.6.4 （ケアプログラムへの加入の例外）

NexusWave プラン契約者の場合は、ケアプログラムの加入日は、当社によるケアプログラムの適用開始日とします。

4.6.5 （ケアプログラムのアップグレード又はダウングレード）

次に定める規定に従い、契約者は、契約中のケアプログラムのプラン変更（アップグレード又はダウングレード）をすることができます。プラン変更を希望する場合、契約者は当社へ連絡してください。アップグレード、ダウングレード及び関連する補償内容の変更は、インマルサット社がプラン変更を実施した日から効力を生じ、プラン変更されたケアプログラムの料金は、変更を実施した日から当暦月の末日までは日数で日割りとします。

4.7 （ケアプログラムのプラン変更）

4.7.1 （ケアプログラムのアップグレード）

ケアプログラムに加入中の契約者は、いつでもケアプログラムの加入プランのアップグレードを申込むことができます。

アップグレードの希望日が、変更前のケアプログラムの加入プランの利用開始日から 24 ヶ月を経過していない場合、当社による本設備のリモートヘルスチェックを要します。本設備又はその一部に修理が必要であると当社が判断した場合は、その修理が完了するまでアップグレードされません。これにかかる修理の費用は、契約者がその時点で加入しているケアプログラムの補償内容が適用されます。

4.7.2　　（アップグレードができない場合）

当社は、本設備/VAS 機器の状態及び状況に応じ、自らの単独の裁量で、ケアプログラムの加入プランのアップグレードを拒否する権利を留保します。

4.7.3　　（ケアプログラムのアップグレード手数料）

アップグレードが実施されると、当社は契約者に対し、当社が定める料金表に従い、一時金としてケアプログラムのプラン変更手数料を請求します。

4.8　　（ケアプログラムの休止及び解除）

ケアプログラムの加入プランは、休止又は解除することはできません。契約者が NexusWave プランについて休止を利用している期間についても、ケアプログラムの月額料金については契約者に適用される料金が請求され、契約者は、引続きこれを支払う義務を負います。

4.9　　（ケアプログラムの料金）

契約者は、ケアプログラムの月額料金について、当社が定める料金表に基づきそれぞれの船舶に適用された料金を、当社に支払うものとします。

4.10　　（リモートヘルスチェック）

リモートヘルスチェックの実施に際して、当社は、自らの単独の裁量で、写真又は画像の送付、情報及び書類の提供及び本設備/VAS 機器の状態並びに状況を検証するためのチェックリストによる確認作業を契約者に要請できるものとします。リモートヘルスチェックにより確認された問題がある場合、当社は、確認された問題の解決の手筈を整える為に契約者に連絡するものとします。契約者が 1 週間以内に返答しない場合、当社により問題は解決したものとみなされ、当社は、自らの単独の裁量で、補償要求を拒め、契約者にその後の必要な修理の費用を請求できるものとします。

4.11　　（ケアプログラムによる予防保全）

一部或いは全てのケアプログラムの加入プランにおいて、当社は、自らの単独の裁量で、予防保全（Preventative Maintenance）が必要であるかどうか、いつ必要かを決定するものとします。

予防保全はケアプログラムの補償内容に含まれており、36 ヶ月間以上の NexusWave プランの初期契約期間中に少なくとも 1 回、船舶上で実施されるものとします。ただし、加入しているケアプログラムが対象としている指定港以外への出張費、5 時間を超える待機時間、移動費（例：港から船までの移動費等）、作業者が船上で依頼される範囲外の作業の費用などは含まれません。

契約者は、ケアプログラムによる補償を受けて追加料金を請求されないためには、予防保全の実施について当社が契約者に通知してから 60 日以内に予防保全の日程を調整し、予防保全の実施を認める必要があります。予防保全を実施できない場合又は船舶の日程の都合等により契約者が予防保全を辞退する場合、予防保全の代わりにリモートヘルスチェックを実施します。その後、当社は翌年の立会いによる予防保全の日程調整を行うよう努めるものとします。契約者が予防保全の代わりにリモートヘルスチェックの実

施を選択した場合であっても、ケアプログラムの契約料に変更はありません。契約者がなお予防保全の日程調整を行わず、当社の予防保全を複数回実施させなかった場合、当社は、自らの単独の裁量で、その後の必要な修理の実施について請求を拒否し、又は、料金を請求することができるものとします。
なお、契約者は追加の料金を支払うことにより、リモートヘルスチェックの代わりに立会による予防保全を選択することができます。

第5章　サービス料金及び支払い

5.0　（サービス料金）

5.0.1　（サービス料金）

当社が定めるサービス料金は、料金表に定めるところによります。

5.0.2　（支払条件）

5.0.2.1　（請求日及び支払期日）

サービス料金に関して当社が発行する請求書については、請求書に個別に記載又は特段の定めがない限り、発行月及び支払期日を次の通りとします。

(1) サービス料金のうち NexusWave サービス及びこれに関連する定額の月額料金は、利用月の前月に請求します。ただし、契約者からの求めに応じ、NexusWave プランの変更、休止、短期間の追加サービスなどがあった場合はこれに限りません。また、利用開始時においては、NexusWave サービスの利用の開始を当社が確認した翌月から請求書を発行します。そのため、初回の請求では利用開始月から請求月の翌月までの複数月に跨る月額料金を一括で請求いたします。これらの料金のうち、国際通信料、保険料その他消費税法において課税対象から除外されるもの以外は、契約者の設置場が免税の適用を受けられる場合を除き、消費税相当額が加算されます。

(2) サービス料金のうち利用実績に応じて従量課金で計算される通信料金（音声通話、Fax、従量課金のデータ通信料、SMS 等）については、インマルサット社が測定した通信時間又は利用量に応じて計算し、利用月の翌月に、上記に規定する翌月の月額料金と合算で請求します。ただし、インマルサット社の測定の都合により、1 ヶ月以上前の通話料が請求される場合があります。これらの料金は国際通話料とみなされ、消費税は免除されます。

(3) 契約者は、当社又に重大な瑕疵がない限り、本設備により使用された一切の通信に関して支払の義務を負うものとします。

(4) サービス料金のうち NexusWave サービスの利用開始にかかる契約手数料及び回線開通手数料は、初回の月額料金の請求と合わせて請求します。これらの料金は、契約者の設置場が免税の適用を受けられる場合を除き、消費税相当額が加算されます。

上記(1)から(3)の請求について、別に特段の定めがない限り、契約者は、請求書の発行から 45 日目の日を支払期日として当社に支払う義務を負います。

上記の外、工事、障害の復旧作業、機器の販売及び修理並びに人件費、交通費、宿泊費、送料その

他都度発生した事項に対する請求については、その都度請求するものとし、契約者は、請求書に明示された支払期日までに支払うものとします。

5.0.3　（サービス料金の計算方法等）

サービス料金の計算方法並びにサービス料金及び工事費の支払方法は、別に定めるところによります。

5.0.4　（割増金及び延滞利息）

5.0.4.1　（割増金）

契約者は、サービス料金に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

5.0.4.2　（延滞利息）

契約者は、サービス料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

5.1　（請求開始日）

当社は契約者に、利用開始日からサービス料金を請求するものとします。ただし、次の場合を除きます。

(a) インマルサット社が本設備を契約者へ発送した日から 60 暦日以内に運用開始予定日が到来しない場合、各プランの料金表に従い、契約者へ通知された月額料金を請求するものとします。この料金は、運用開始日まで請求されます。なお、利用開始日が契約者へ本設備を発送した日から 60 日から以内に到来する場合は、この料金は発生しません。

(b) サービス料金の一部をなす貸与本設備及び貸与 VAS 機器に係るその他の月額料金についても、上記(a)の料金と同日から当社は、契約者に請求するものとします。

(c) 本約款 5.0.2.1（請求日及び支払期日）(2) に定める通信料金については、インマルサット社が本設備を発送した日の翌日から、当社は契約者に請求するものとします。

5.2　（削除）

5.3　（利用開始日よりも前に発生した料金又は請求）

本約款 5.1（請求開始日）(a)～(c)いずれかの料金が利用開始日よりも前に発生又は請求された場合であっても、初期契約期間の開始日は影響を受けないものとします。

5.4　（当社が行うその他の行為に対する支払い）
当社が契約者に通知する料金表の他、作業、技術サービス及びサポートに関連する全ての労務、資材、貨物輸送及び出張にかかる費用は、その時点で最新の料金表に従い、当社は契約者に請求するものとします。

5.5　（削除）

5.6　（削除）

第6章　契約者の基本的な義務

6.1　（契約者の基本的な義務）
契約者は作業について当社社が指示した要求事項を常に遵守するものとし、NexusWave サービス及び本設備/VAS 機器を本約款の条件に従って利用するものとします。契約者はインマルサット社が承認した本設備でのみ NexusWave サービスを、またインマルサット社が承認した VAS 機器でのみ付加サービスを使用することができます。契約者は NexusWave サービスを（本約款 3.1.4（LEO アンダーレイ）を遵守する目的の場合を除いて）全てのアンダーレイを含む製品データシートに記載された目的の形態でのみ使用することができ、部品を単体で使用するためにそれらを解体することはできません。

6.2　（本設備/VAS 機器の運用にかかる契約者の義務）
適切な訓練を受けた契約者の担当者は、当社社が指示する基準及び手順に沿って、常に本設備/VAS 機器を維持及び操作する（又は本設備/VAS 機器の保守及び運用を行わせる）義務を負い、NexusWave サービスを契約者又は契約者の顧客以外の個人や団体に使用させてはなりません。契約者は、NexusWave サービスのすべての使用について、契約者の認識や承諾の有無にかかわらず、又契約者が許可したかを問わず、全責任を負うものとします。

6.3　（当社の指示の遵守の義務）
契約者は、当社が衛星又は NexusWave サービスを利用する他のユーザーに不利益があると判断した場合において、サービスの特性の修正又は変更（場合によっては NexusWave サービスの中止を含みます。）をするために当社から指示を受けたときは、これを遵守するものとします。

6.4　（本設備/VAS 機器を操作する契約者の担当者の義務）
端末を操作する契約者の担当者は、本設備/VAS 機器に関する適切な訓練を完了した適切な資格を有する者でなければなりません。この訓練は、作業の際に当社が行います。当社が要求した場合は、NexusWave サービスの継続的かつ満足し得る安全な運用を確保するため、相互に合意した時期に、合意した試験用の機器を用い、承認された定期保守又は臨時の短期の通信試験を行うものとします。
保守及び修理にかかるすべての行為は、当社が承認した技術者のみが行うものとします。当社は、

NexusWave サービス及び本設備/VAS 機器の提供にかかるあらゆる点について最終的な責任を負っており、また、NexusWave サービス及び本設備/VAS 機器に関する運用上のすべての事項について最終的な権限を有するものとします。
契約者は、安定して NexusWave サービスの提供を受けるために、設置場において適切な空間、基礎、環境及び基本的なサービス（適切な電力の供給及び当社が指定する接続点での接地処理を含みますが、これに限りません）を、契約者の負担により提供する義務を負います。

6.5　（当社が承認した者の立入の受入義務）
契約者は、本約款に関係する目的のため、当社が承認した者が契約者の設置場に立ち入る必要がある場合は、契約者の負担により、正当な立入りを認めるものとします。この場合において、立入りに他の許可が必要な場合は、契約者は、その許可を取得しなければなりません。設置場への立入りに際し安全に関する特別な措置が要求される場合は、NexusWave サービスにかかる申込書を当社が承諾してから 30 日以内に、当社と契約者の間で合意する必要があります。当社と契約者が、要求された安全に関する特別な措置について合意することができない場合は、当社は、NexusWave サービスに関する申込書を取消し又は NexusWave サービスの提供を終了する権利を有するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

6.6　（セキュリティ対策）
契約者は、本設備/VAS 機器のセキュリティを維持する責任を負うものとします。契約者は、(i) 本設備/VAS 機器をウイルス及びその他のセキュリティ侵害から適切に保護し、セキュリティ監視や脆弱性の特定の結果として特定されたリスクを軽減するための措置が講じられることを確保し、(ii) 当社が指示する本設備/VAS 機器へのソフトウェア/ファームウェアの適切な時間帯のアップグレードを促進するよう、また、契約者の管理下にあるすべての本設備/VAS 機器が、アップグレードを行うために予定された時間帯に準備され、利用可能であることを確保するようあらゆる努力を払い、（iii）本約款で明確に許されている場合を除き、当社からの書面による許可なく、本設備/VAS 機器を撤去、移転、停止、損傷又は破壊してはならず、（iv）当社のガイダンス、適用法に適合しない場合、当社による合理的な判断により何らかの形でネットワークを危険にさらす場合、又は、紛失、盗難、損傷、その他により契約者の管理下にない場合、直ちに本設備/VAS 機器の接続を切断するものとします。

6.7　（インマルサットネットワークの利用に伴う義務）
契約者は、(i) NexusWave サービスやインマルサットネットワークへの不必要な、又は許可されていない操作やアクセスを防止するために設計されたセキュリティ方針の内容及び運用を策定実施し、(ii) NexusWave サービス又はインマルサットネットワークに対するセキュリティ侵害の影響を最小限にする適切なデータ保管又はその他の管理活動を実施し、（iii）NexusWave サービス、インマルサットネットワーク又は NexusWave の設備に接続又はアクセスできる契約者のシステムのセキュリティ侵害の疑いを直ちに当社に通知し、（iv）NexusWave サービスに関する問題を当社に報告する前に、契約者又は契約者の顧客の利用環境に関する問題を切り分けるものとします。

6.8　（国際ローミングによる LTE アンダーレイの利用）

NexusWave は、各国間を移動する利用者のために設計されています。契約者の船舶が特定の国に一定期間滞在した場合、当該船舶は NexusWave サービスの LTE アンダーレイを提供するにあたりインマルサット社が使用する地上モバイルサービスの現地通信事業者（以下「通信事業者」といいます）によって常時ローミングしているとみなされることがあります。常時ローミングしているとみなされる特定の国における滞在期間は、現地の政府機関や 通信事業者によって異なりますが、通信事業者によってその NexusWave サービスが常時ローミングしていると認められた場合、当社は契約者へ通知します。通信事業者は割増料金を適用することがあり、この場合、当社は、契約中の NexusWave プランが初期契約期間又は更新後契約期間中であっても、割増料金を契約者へ転嫁するものとします。割増料金の支払い、他のプランへの変更、契約の解約を含めた代替案について、当社は契約者と協議します。なお、本項は LTE アンダーレイを含まない NexusWave プランには適用されません。

6.9　（LTE アンダーレイの利用における契約者の義務）

契約者の NexusWave プランに LTE アンダーレイが含まれている場合、契約者は eSIM カードを不正使用、盗難、破損から適切に保護しなければなりません。また、詐欺、誤用の可能性などが疑われる場合、契約者は当社又は供給事業者からの eSIM カードの使用に関する合理的な指示に従うものとします。当社は eSIM カードの部品が変更された場合又は特定の部品が古くなった場合、契約者に発行された eSIM カードを新しい eSIM カードと交換する権利を有するものとします。当社及び通信事業者は、契約者に発行された eSIM カードの部品又は設定をリモートや別の方法で変更する権利も有します。

6.10　（LEO アンダーレイの利用における契約者の義務）

契約者は LEO アンダーレイ装置に LEO プロバイダーの OneWeb 商標が付されている場合があることを了承するものとします。契約者は、LEO プロバイダーの商標、商号、サービスマーク、ロゴを使用する権利を有しません。ただし、ブランド付き本設備の使用に必要な場合を除きます。

6.11　（NexusWave サービスおよび機器の使用制限）

6.11.1　（本設備の電源）

すべてのアンテナに対する電源及びこれらアンテナと他の機器をつなぐケーブルは、船舶において常時接続されていなければならず、本約款 3.1.4（LEO アンダーレイ）への遵守を目的とする場合を除いて、当社へ事前に通知することなく電源を切ってはなりません。契約者は、アンダーレイを能動的に切り替え又は強制的にインストールすることはできません。

6.11.2　（契約者が義務を怠った場合の制限）

契約者が本項（NexusWave サービスおよび機器の使用制限）の規定を遵守しなかった場合、NexusWave サービス及びそのサービス水準合意にかかる品質の低下及び劣化が生じることを了解し、これに合意するものとします。また、契約者が本項の規定を遵守しなかった場合、当社は本約款に規定する料金の返還を行わないものとします。

6.12　（免責及び責任制限）

6.12.1　（免責）

契約者は、NexusWave サービスの不具合に関するいかなる要求も、当社に対して直接行うものとし、NexusWave サービスに関連して、LEO プロバイダーに対するいかなる法的措置の開始若しくは遂行、又はその他苦情、請求、若しくは訴えを行わないものとします。

6.12.2　（適用される免責事項）

本約款に定める免責に加え：

(a) 契約者は本約款 3.1.4、6.1、6.2、6.7 項又は AUP に対する契約者の違反に起因又は関連して被補償者に提起された請求について、当社及びその関連会社、インマルサット及びその関連会社、LEO プロバイダーと LEO プロバイダー関連会社、並びにそれぞれの役員、取締役、代理人、従業員、請負業者、承継人及び譲受人を補償、防御及び免責するものとします。

(b) 契約者が販売事業者である場合は、(i) 当社のインマルサット社との再販契約において指定されたセクター又は地域の範囲外での NexusWave サービスの再販売、又は（ii）契約者のサービスプロバイダー又は顧客とのサービス契約に対する違反に起因又は関連して被補償者に契約者のサービスプロバイダー又は顧客から提起された請求について、契約者は当社社及びその関連会社、インマルサット及びその関連会社、LEO プロバイダー及びその関連会社、並びにそれぞれの役員、取締役、代理人、従業員、請負業者、承継人及び譲受人を補償、防御及び免責するものとします。

6.12.3　（賠償総額の上限）

本約款に定める責任制限に関する規定にかかわらず、NexusWave サービスに関して、契約者による本約款 6.7（インマルサットネットワークの利用に伴う義務）の違反又は 6.12.2（適用される免責事項）の免責に基づく責任について、金銭的な賠償総額の上限は適用されないものとします。これは、間接的損害又は特別損害の除外など、本約款のその他の制限に影響するものではありません。また、本約款に定める責任制限に関する規定にかかわらず、重過失又は故意の債務不履行による NexusWave サービスに関する当事者の責任は免除又は制限されるものでもありません。

第7章　干渉及び障害

7.1　（干渉及び障害）

衛星を利用した広帯域通信サービスは、港若しくは沿岸地域に於いて、又は、構造物及びその他の船舶の近傍で干渉を受ける場合があります。これらはインマルサット社が制御できない現地の環境的事由とみなし、サービスの故障又は不提供の定義に含みません。干渉する可能性がある代表的な無線システムには、レーダー、無線通信システム、WiMAX、その他高調波を含む Ku 帯、C 帯、L 帯等の電波を発射する無線機があります。なお、これらの障害を引き起こす可能性のあるものとしては、船舶のマスト、他のアンテナ、他の船舶、近接する建造物、沿岸地域では建物又は山が挙げられます。

7.2　（米国における利用の制限）

米国及び米国の領海での本設備の利用については、契約者は、インマルサット無線設備が、米国の陸上のL 帯を使用する基地局に接近した場合に、その L 帯を利用する第三者の陸上無線通信システムにより干渉が発生することを了承するものとします。契約者は、この干渉によって無線設備又は関連するサービスが影響を受けた場合であっても、当社及びインマルサット社は何ら責任を負わないことに合意するものとします。

第8章　契約の解除

8.0　（当社による契約の解除）

8.0.1　（当社による契約の解除）

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、対象契約を解除する権利を有します。

(a) 本約款第 12 章「当社が行う提供の停止」の規定により提供の停止をした場合において、契約者がなお当該規定のいずれかに該当するとき。

(b) 契約者の責めに帰するべき事由により、本設備の無線局の免許が得られないとき若しくはその再免許が得られないとき。

契約者が第 12 章「当社が行う提供の停止」の規定のいずれかに該当する場合に、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、提供の停止をしないで直ちに契約を解除することがあります。

当社は、上記の規定により契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

本項の規定により当社が契約を解除した場合であっても、契約を解除される契約者は、本約款 8.5（契約の満了又は解除の場合の機器の返却）に定める契約者の義務を免れることはありません。

8.0.2　（破産等による契約の解除）

契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申し立てその他これらに類する事由が生じたことを当社が知ったとき、当社は、直ちに契約を解除します。

8.0.3　（本設備の亡失等による契約の解除）

天災、事変その他契約者の責めによらない事由により本設備が亡失したときは、その日限り、対象契約は解除されたものとします。

8.1　（契約者による契約の解除）

契約者は、初期契約期間中又は更新後契約期間中は解除料の支払いを条件として、少なくとも 30 日前に当社に書面により通知することにより、理由の如何に拘わらず NexusWave サービスの提供を受けることを終了（以下「契約解除」といいます）する権利を有します。解除料は、初期契約期間又は更新後契約期間の残期間(最大 6 ヶ月とします）に、(i) 契約者が契約解除時に契約していた NexusWave プラン、及

び、(ii) 貸与された本設備及び VAS 機器に関わる料金として契約者が支払うべきすべての月額支払の合計と等しい額とします。当社は、契約解除がされたとき、速やかに解除料を契約者に請求するものとします。ただし、契約者の解除が、

(a) 初期契約期間又は更新後契約期間の満了日に、又は、初期契約期間の終了後かつ契約中の NexusWave プランが更新後契約期間にないときに行われる場合、解除料の適用をしません。

(b) 2.10（当社による NexusWave プランの廃止時における契約解除の特例）の定める状況において行われる場合、解除料の適用をしません。

8.2　（契約の解除における制限）

契約中の NexusWave プランに於いて、契約を解除する際に契約者が未払いの請求書を所持している場合、契約の解除は、契約者が未払いの請求書を支払うまで行われません。

8.3　（解除料の免除）

次の事由のいずれかに該当する場合、解除料の請求は当社により免除されます。

(a) 契約を解除しようとする NexusWave サービスの船舶が船団に属しており、契約者が継続中の NexusWave プランを艦隊内の別の船舶（NexusWave プランを契約していない船舶に限る。）に譲渡し、移行に要した費用（移管する際にインマルサット社が移行を支援するため実施する本設備の検、本設備又は本設備の部品の交換又は修理及びこれに関連する費用を含む。）を契約者のみが負担する場合。

(b) 契約を解除しようとする NexusWave サービスの船舶が第三者に売却される場合において、契約者が継続中の NexusWave プランを第三者に譲渡し、契約の移行にかかる費用（インマルサット社が移行を支援するため実施する本設備の検査、本設備又は本設備の部品の交換又は修理及びこれに関連する費用を含む。）を契約者が負担する場合。ただし、契約者が当該第三者の身元を当社に明らかにすることを条件とします。

(c) 契約を解除しようとする NexusWave サービスの船舶が第三者に売却される場合であって、当該第三者が(i)「Fleet Xpress 搭載船の譲渡を受けた船舶オーナー向けトライアルオファー」（当社が希望に応じ提供いたします）に基づく NexusWave の試用期間に同意した場合（契約者が売却に先立ち当社に当該第三者の身元を明らかにすることを条件とします）。

(d) 契約を解除しようとする NexusWave サービスの船舶が第三者に売却される場合であって、NexusWave サービスの対象契約が本約款 2.1（契約の期間）に規定する更新後契約期間である場合。

(e) 船舶が廃船又は回復の見込みがなく滅失する場合。この場合、この事実を証明する書類をインマルサット社に提出する必要があります。

(f) その他、当社と別途の取り決めを書面で合意した場合。

8.4　（船舶の売却とみなされない場合）

本約款 8.3 の(b)又は(c)の適用を受けるためには、船舶の所有権が変更される必要があります。船舶の管理変更は、本約款 8.3（解除料の免除）の(b) 又は(c) の適用上売却とみなさないものとします。

8.5　（契約の満了又は解除の場合の機器の返却）
理由如何にかかわらず、本約款（又は契約）の満了又は解除の場合、契約者は、当社が提供する手順書に従い、本設備を当社が指定した場所に返却する義務を負います。本設備が良好な状態（通常利用による損耗を除く）で返却されない場合、当社は、本約款 4.2.4（交換した不具合部品の返却）に従い、本設備の公正市場価値を基に算出した額を契約者に請求できるものとします。本設備を返却する本義務の例外は、前項 8.3（解除料の免除）(a)及び(b)に記載される、本設備が契約者の船団の他の船舶に移される場合又は本設備に対する責任を負う第三者に売却される船舶に設置されている場合に限られます。

8.6　（販売事業者に対する特例）
契約者が販売事業者の場合であって、制裁措置等を含む適用法の遵守の為に契約中の NexusWave プランを解除した場合、解除料は適用しません。

第9章　関連規則

契約者は、NexusWave サービスの提供及び使用には規制（現行規制及び随時改正される規制）による制約が課され、 これらの規制は法域により様々であり、船舶の所在地及び登録国によって異なることを了承するものとします。これらの規制を遵守せざるを得ない結果、まだ認可されていない場合、当社が契約者の船舶に対する NexusWave サービスの提供を停止することは是認されます。契約者が本設備へ干渉し規制を遵守するための機能を無効化又は妨害することは固く禁じられています（この禁止事項には、本約款 3.1.4（LEO アンダーレイ）の遵守を円滑にするために、契約者による LEO アンダーレイの通信、使用その他の操作の停止は含まれません）。
当社は、NexusWave サービスの提供と利用がこれらの規制を含む適用法令に違反しないことを保証するため、NexusWave サービスの利用を休止することについて、契約者に対していかなる責任も負わないものとします。契約者が本項に従わない場合、当社は NexusWave サービスの提供を休止又は使用禁止とする権利を有し、契約者による本約款の重大な違反と見なされます。契約者は、本約款の違反に関連して当社が負担した費用を賠償し、かつ、当社に損害を与えないものとします。また、契約者又は、その代理人、役員、従業員、請負業者による本項の違反について、契約者は、当社へ補償するとともに、損害を与えないものとします。

第10章　ハイパーケア保証

10.1　（ハイパーケア保証）
ハイパーケア保証では、当社は、本約款第 10 章及びハイパーケアの定義に定める限度において、作業が当社により実施されてから 60 日間、契約者からの補償請求に対し契約者の追加費用無く対応するものとします。

10.2　（ハイパーケアによる出張費）
ハイパーケアの補償請求に応じる為の再立会いの出張費は、最初の作業が実施されたのと同じ港又は当社の指定港の一覧（https://www2.inmarsat.com/fx-port-list）に「無料」、「ゾーン 1 スタンダード」又は「ゾーン 1 プレミアム」と定義されている港に限り、契約者に請求されません。
それ以外の港の場合、作業及び再立会いのための契約者に適用される出張費は、当社の指定港の一覧に記載された価格設定に従うものとします。港と船の間の移動費はこれには含まれず、該当する場合は契約者に請求されるものとします。

10.3　（ハイパーケアの適用）
ハイパーケアは、次の対象を補償します。

10.3.1　（機器受領時のハイパーケア）
契約者が受領した時点で欠陥又は損傷が発見された本設備/VAS 機器。本補償を受けるために、契約者は、本設備/VAS 機器の受領後 30 日以内及び瑕疵のある機器の状態に実質的な変化が生じる前に、機器の欠陥又は損傷を検査し、本項に基づく権利を行使する必要があります。ハイパーケアの補償は、契約者が自ら輸送を手配した場合、契約者への輸送中に損傷した機器や VAS 機器には適用されないものとします。

10.3.2　（機器の設置作業時のハイパーケア）
当社が設置しようとしたときに瑕疵が発見された本設備/VAS 機器に対する箱出し瑕疵。本規定は、瑕疵が本約款 10.3.1（機器受領時のハイパーケア）に基づく契約者の検査により発見可能であったにも拘わらず、契約者が本約款 10.3.1（機器受領時のハイパーケア）に基づく権利を行使しなかった場合は適用されないものとします。

10.3.3　（設置完了後のハイパーケア）
当社による設置完了後 60 日以内に故障した本設備/VAS 機器。

10.4　（ハイパーケアの対象機器の輸送費）
ハイパーケアの対象となった本設備/機器の運送費は、通関手数料及び船舶代理店手数料を除き、当社が負担するものとします。

第11章　通信の利用規定

11.1　（通信の利用規定）
契約中の NexusWave プランは、エンドユーザーによる帯域幅の乱用を防止し、契約者の NexusWave への公平かつ平等なアクセスを確保するため、通信の利用規定（AUP）に従って提供されるものとします。AUP の目的は、すべての契約者に有効なアップロード及びダウンロードデータ通信の適切な利用を提供し、NexusWave の意図的・非意図的を問わず過剰な利用を防止することにあります。インマルサット社

は過剰なアップロードやダウンロードがされていないか監視するものとします。
NexusWave は、産業の、企業間の及び典型的な個人のブロードバンド接続サービスをサポートするために設計されているため、この設計に反する使用は禁止されており、ブロックされる場合があります。
契約者がネットワークを過剰に使用していると判断された場合、AUP に違反していることを通知する電子メールが契約者に送信されます。当社は契約者の協力の下、データ使用量を抑制するか又は契約者の使用要件に適した NexusWave プランへの移行を促すものとします。係る通知後も契約者が AUP 違反を継続する場合、当社は契約者を利用要件に適した NexusWave プランへ移行させる権利を有し、契約者はこの移行に伴う料金の増加について責任を負うものとします。疑義回避の為ですが、契約者は、AUP に違反した事により移行された場合、本約款 2.10（当社による NexusWave プランの廃止時における契約解除の特例）の適用は受けず、解除料無しで契約中の NexusWave プランを解除することはできません。

11.2　（LEO プロバイダーの利用規定）
契約者は、次に示す LEO プロバイダーの利用規定も遵守する必要があります。
（i）通信の公正利用規定
LEO プロバイダーの提携企業、契約者、エンドユーザーのすべてが LEO プロバイダーネットワークに公平にアクセスできるようにし、LEO プロバイダーネットワークの不公正かつ混乱を引き起こすような利用を避けるため、LEO プロバイダーは通信の公正利用規定を導入しました。これは NexusWave の AUP の一部であり、LEO プロバイダー機能に対するアクセスと利用における公平なバランスを確立するものです。なお、LEO プロバイダーは、（A）LEO プロバイダーのネットワークにおけるアップロード及びダウンロードアクティビティの測定と監視、（B）データ転送速度の中断及び LEO プロバイダーのサービスやネットワークのパフォーマンス低下を引き起こすアプリケーションの制限、及び（C）トラフィック管理、帯域制限及び優先順位付けの自らの裁量による利用の権利を有します。
LEO プロバイダーは、NexusWave プランにおける LEO アンダーレイのデータ使用量のうちのいずれかが、契約中の NexusWave プランで使用される LEO アンダーレイ設備のすべての着信及び発信情報の組み合わせに基づいて計算された情報使用量の特定の閾値を超えた場合、データ速度をいつでも低下させることができます。
契約者が過剰なデータ使用を行い、LEO プロバイダーのサービスやネットワークにおける障害の一因となった場合、LEO プロバイダーは、LEO アンダーレイ設備や契約者がネットワーク上でデータを送受信できる転送速度を一時的に、責任を負うことなく制限する権限を有します。
このような制限は当社から契約者にフローダウンされ、適用される契約中の NexusWave プランの LEO アンダーレイに影響します。
LEO プロバイダーは、LEO アンダーレイ設備や LEO プロバイダーサービスに関連する制限、及び LEO プロバイダーネットワークを同時に使用するすべての LEO プロバイダーの販売者と各 LEO プロバイダーのエンドユーザーに対するネットワーク容量の比例配分に基づき、その合理的な判断により過剰使用を決定するものとします。なお、過剰使用には、ウェブカメラ、音声や VoIP サービス、Peer to Peer ファイル共有やゲーミングソフトウェアアプリケーション、ストリーミングメディア、そして非常に大きなファイルのダウンロードやアップロードが含まれます。

上述の特定の LEO アンダーレイ設備又は契約者に対し許容される転送速度の制限は、当該 LEO アンダーレイ設備又は契約者がデータのアップロード及びダウンロードできる速度を低下させますが、当該 LEO アンダーレイ設備又は契約者による NexusWave サービスの LEO アンダーレイの利用を全体として妨げるものではありません。

(ii) コンテンツとセキュリティ

契約者は、(A) NexusWave サービス、本設備又はインマルサットネットワークを介したインターネット及びすべての通信やコンテンツへのアクセスは、契約者の責任において行われること、契約者は、NexusWave サービス、本設備又はインマルサットネットワークに関する (1) 通信やコンテンツのセキュリティ、機密性や完全性につき、(2) 不要な又は許可されていない操作やアクセスを防止するために設計されたセキュリティ方針の適用につき、又は (3) アカウントを介したいかなる者によるかを問わず(当該使用が無許可の場合であっても)インターネットの使用又はインターネットへのアクセスに起因によるいかなる請求、義務、損害に対してもすべての義務、リスク、責任を負うこと、また契約者は、前述の(1)～(3)に関するこれらの影響を最小限に抑えることができる適切なデータ保存又は他の維持管理の実施に責任を負うこと、(B) インターネットを介してアクセスされる情報及び内容の信頼性、可用性、適法性、性能、その他の点については、LEO プロバイダー又はインマルサット社の適切な管理が及ばない場合があり、LEO プロバイダー又はインマルサット社により保証、承認、サポートされるものではないため、LEO プロバイダー又はインマルサット社は、NexusWave サービス、本設備やインマルサットネットワークを介してアクセスが可能なサイトや情報から入手可能ないかなる内容、広告、製品又はその他の資料について、バグ、エラー、ウイルスの有無、又はそこに含まれる資料や主張の正確性、 信頼性を含め責任を負わないこと、(C) インターネット及びインターネットを介してアクセスされる情報に関して、コンテンツの著作権、所有権、適切性、信頼性、合法性、及び完全性に関する保護措置が不適切、不十分、あるいは皆無である可能性があること、(D) インターネットは本来、安全ではない手段であり、LEO プロバイダーや当社は NexusWave サービス、本設備やインマルサットネットワークを使用して送受信される通信の安全性、完全性を表明、誓約、確約、又は保証することはできないこと、及び (E) 契約者は NexusWave サービス、本設備やインマルサットネットワークを介して直接的又は間接的に送信するプログラム、コンテンツ又はその他の資料の送信及び複製に関する（著作権、商標権、契約又はその他の法律上の根拠に基づく）法的権限を有することを保証することを認め同意するものとします。

(iii) 禁止行為

I. LEO プロバイダーが自らの裁量により判断するところにより、上記(i)及び(ii)に加え、契約者は、(A) インマルサットネットワーク又は本約款の他の利用者の権利相容れない、又は (B) 次を含む倫理的、違法、悪用、過度、詐欺、その他容認できない利用となる方法により NexusWave サービス、本設備やインマルサットネットワークの使用を実施又は実施することを試みてはいけません。迷惑メッセージや迷惑メールの投函、流布、スパム送信、保存、送信。

II. 罵倒、わいせつ、有害、憎悪的、ポルノ的、中傷的、嫌がらせ、名誉毀損、欺瞞、詐欺、他者

のプライバシー侵害、悪質な侮辱、低俗、脅迫、悪意、迷惑、人種的若しくは民族的侮辱、その他好ましくないと判断される可能性のある、あらゆる種類や性質のコンテンツの投稿、掲載、流布、保存、送信。

III. データ、システム、ネットワークへのハッキング、侵害、脆弱性のスキャン及び不正アクセス。

IV. ネットワークシステム上のデータ又は通信量の不正監視

V. ウイルスを送信する行為や他の利用者、ホスト、ネットワークに対するサービスの妨害や混乱させる行為。

VI. 電子メールやニュースグループへの書き込みにおける TCP-IP パケットヘッダやヘッダ情報の偽造。

VII. 他サイトのメールサーバーを経由して、そのサイトの許可なくメールを中継すること。

VIII. LEO プロバイダーやインマルサット社の従業員又は代表者を含む個人や団体のなりすまし。

IX. NexusWave サービスへのアクセス、運用及び提供用プラットフォーム、API 又はインマルサットネットワークへのパスワード又はその他の手段を第三者に開示又はその他不正アクセスの手助け。

X. NexusWave サービスや設備、インマルサットネットワークが許可されていない管轄区域での使用。

XI. 米国のフリーダイヤル番号を国際的に転送する目的での VoIP サービス利用。

XII. NexusWave サービス、本設備又はインマルサットネットワークを介してアクセス可能なコンテンツの複製、視聴期限の前後での使用、又はその他の著作権及び配信契約の違反。

11.3　（LTE の利用規定）

契約者は、次に示す LTE の利用規定を遵守する必要があります。

当社は、LTE アンダーレイを含むアンダーレイのアップロード及びダウンロードの利用状況を測定及び監視する権利を有し、NexusWave プランにおける契約者の LTE アンダーレイのデータ利用量が当社により随時設定される LEO アンダーレイのすべての着信及び発信情報の組み合わせに基づいて計算された情報使用量の特定の閾値を超えた場合、契約中の NexusWave プランにおける LTE アンダーレイのデータ利用量をいつでも一時的に制限することができます。

契約者が本約款 6.11.1（本設備の電源）に違反し、LTE アンダーレイを介した通信を手動で中継しようとして本設備のプラグを抜いた場合、本約款に基づき、LTE アンダーレイの使用が一時的に制限される場合があります。

LTE アンダーレイの利用制限は、他の NexusWave プランにおけるアンダーレイの利用状況に影響を与えるものではなく、LTE アンダーレイの利用状況は翌月の初めに回復します。

第12章　当社が行う提供の停止

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 ヶ月以内の期間（サービス料金等を支払わない場合

にあっては、その料金等が支払われるまでの間）を定めて、NexusWave サービスの提供を停止することがあります。

(a) 支払期日を経過してもサービス料金、工事費、割増金又は遅延損害金その他これに関わる料金を支払わないとき。
(b) 当社の承諾を得ずに、本設備に自営端末設備を接続したとき。
(c) 当社の承諾を得ずに、本設備に自営電気通信設備又は電気通信事業者が提供する電気通信回線を接続したとき。
(d) 自営端末設備について当社の検査を受けることを拒んだとき。又は、その検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備を本設備から取りはずさなかったとき。
(e) 本約款に規定する契約者の義務に違反したとき。
(f) 本設備が、NexusWave サービスに使用できる設備としてインマルサット社の承認を得るための基準に適合できなくなったとき。
(g) 契約者が、他の電気通信事業者に対するインマルサットサービスの料金の支払いを怠ったために、その契約者に対しインマルサット社がサービスの提供を拒否又は停止する旨の通知を受けたとき。
(h) 前各号のほか、NexusWave サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

当社は、上記の規定により提供の停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を契約者に通知します。

なお、提供の停止中に発生するサービス料金について、当社は依然として請求できるものとし、契約者はこれを支払う義務を負います。

第13章　自営電気通信設備等の接続等

13.1　（自営端末設備の接続）

自営端末設備の接続は、当社が別に定めるところによります。

13.2　（自営電気通信設備等の接続）

契約者は、本設備に自営電気通信設備又はいかなる電気通信回線も接続してはなりません。

第14章　損害賠償

当社は、契約者に NexusWave サービス（本設備から発信されるものに限ります。以下本項において同じとします。）を提供すべき場合において、当社の責めに帰するべき事由（契約者設備に起因するものは、当社の責めに帰するべき事由には該当しません。また、そのサービスの利用にあたり他社接続回線を使用する場合においては、その他社接続回線に係る当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者（以下「協定事業者」といいます。）の責めに帰すべき事由を除きます。）によりいずれの NexusWave サービス

の提供をもしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、陸上のインマルサット地球局より外国側又は衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本項において同じとします。）は、そのサービスを全く利用することができない状態（その通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本項において同じとします。）にあることを契約者が当社に通知した時刻（その前にそのことを当社が知ったときは、その知った時刻。以下本項において同じとします。）から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者からの請求によりその契約者の損害を賠償します。ただし、当社がその協定事業者の契約約款等の規定により損害を賠償する場合にはこの限りではありません。
上記の場合において、当社は、その NexusWave サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該 NexusWave サービスに係る定額部分の月額料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
当社は、上記の規定により計算して得られた額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。
当社は、NexusWave サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、上記の規定は適用しません。
当社は、契約者以外の方からの損害賠償の請求には応じません。
契約者は、当社が NexusWave サービス又はそれに相当するサービスの提供を行わなかったことにより損害が生じた場合であっても、当社社（その関連会社を含みます。）に対し、その責任を問わないものとします。

第15章　雑則

15.1　（サービスに関する技術的事項）
NexusWave サービスを利用する場合において、自営端末設備の接続に必要な技術的事項は、当社において掲示します。

15.2　（当社が別に定める事項）
本約款等において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。
当社は、上記の事項を変更することがあります。この場合の提供条件は変更後のものによります。

15.3　（契約者にかかる情報の利用範囲）
当社は、契約者にかかる情報について、契約開始手続き、設置工事、障害の対応、保証の適用、ネットワーク管理サービス等の付加サービスの提供、契約の移行若しくは解除にかかる手続きその他業務遂行上必要とされる場合において、その遂行上必要な範囲で利用します。
当社は、下記の契約者にかかる情報について、インマルサット社に対し、インマルサット社が定める情報ポリシーの範囲内において提供し利用します。

- 契約者にかかる情報

- 船舶又は設置場にかかる詳細情報
- 利用を希望する各加入プラン
- ネットワーク管理の設定情報
- 機器等の輸送に関わる必要情報

第16章　附則

（実施期日）
本約款は、2025 年（令和 7 年）4 月 10 日から実施します。
（実施期日）
本改定約款は、2025 年（令和 7 年）12 月 26 日から実施します。

インマルサット NexusWave サービス契約約款　附属書 1

ケアプログラム

加入プランの種類	Care Programme Basic	Care Programme Standard	Care Programme Premium
1. 保証期間(1)			
インマルサット社から購入した本設備及び部品(2)	12 ヵ月	36 ヶ月	契約期間中
インマルサット社から貸与した本設備及び部品(2)	12 ヵ月	契約期間中	契約期間中
作業（船舶上での修理等の作業時間）	12 ヵ月	契約期間中無料	契約期間中無料
その他の保証対象の付加価値サービス	12 ヵ月	12 ヶ月	契約期間中
2. 貸与機器損傷・紛失保護プラン(3)	×	対象	対象
3. テクニカルサポート			
24 時間 365 日（インマルサット社のサポート）	対象	対象	対象
ソフトウェアアップデート	リモートのみ対象(4)	対象	対象
4. メンテナンス(5)			
リモートヘルスチェック	×	対象	対象
予防保全	×	対象	対象
無償作業（船舶上での修理等の作業時間）	×	対象	対象
5. 技術者派遣の出張費(6)			
技述者派遣の出張費が無償となる指定港の数	5（「FREE」の港）	15 以上	80 以上

(1) 保証期間終了後、予備部品及び機器や VAS 機器の交換にかかる費用は契約者の負担となります。作業費は、Care Programme Basic 加入者へ保証期間外の場合作業時間に基づき当社が契約者に通知した価格で請求されます。

(2) 保証は、契約者とインマルサット社又は当社との間で書面による別段の合意がある場合を除き、当社が手配しインマルサット社からの購入された本設備にのみ適用されます。
保証期間は、契約中の NexusWave が有効となった日又はケアプログラムの開始日ではなく、以前利用していたインマルサット社のサービスと共に購入した設備が船舶に設置された日から適用されます。

(3) 貸与機器損傷・紛失保護プランは Care Programme Basic には含まれず、当社が契約者に通知した価格で請求いたします。

(4) リモートで実行可能な重要なソフトウェアのアップデート支援。リモートで実行できないその他の全てのアップデートは、契約者の船舶への訪問を必要とし、これにかかる費用として、Care Programme Basic の契約者は、当社が通知する価格を負担する必要があります。

(5) Care Programme Basic 加入の契約者は、当社が通知する修理、部品の交換又は本設備に関連する全ての料金を負担するものとします。

(6) Care Programme Basic 加入の契約者は、FX の指定港の一覧（https://www2.inmarsat.com/fx-port-list）に記載されている「FREE」の指定港への出張費が無償となります。
Care Programme Basic 加入の契約者は、上記のインマルサット社の指定港の一覧に記載されている「FREE」、「Zone 1 (Standard)」及び「Zone 1 (Premium)」の指定港への出張費が無償となります。
無償となる指定港以外への技術者の出張費は、インマルサット社からの通知に従い当社が契約者に提示した見積に従い請求されるものとします。インマルサット社は、独自の判断により、指定港の一覧を修正又は港の数の変更をいつでも行う権利を有します。

インマルサット NexusWave サービス契約約款　附属書 2

NexusWave プラン表

NexusWave プラン	受付状況
NexusWave Select 60cm 36m	Open
NexusWave Select 100cm 36m	Open
NexusWave Extra 60cm 36m	Open
NexusWave Extra 100cm 36m	Open
NexusWave Prime 100cm 36m	Open
NexusWave Advanced 100cm 36m	Open
NexusWave Select 60cm 12m	Open
NexusWave Select 100cm 12m	Open
NexusWave Extra 60cm 12m	Open
NexusWave Extra 100cm 12m	Open
NexusWave Prime 100cm 12m	Open
NexusWave Advanced 100cm 12m	Open